

士別市環境基本条例 逐条解说



士別市



平成23年4月

目 次

前文	2
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 市の責務	5
第5条 市民の責務	6
第6条 事業者の責務	6
第7条 滞在者及び民間団体の責務	7
第2章 環境の保全・創造に関する基本施策	
第1節 施策の基本方針	
第8条 施策の基本方針	7
第9条 環境基本計画の策定	8
第10条 環境に関する報告	8
第2節 環境の保全・創造を推進する基本施策	
第11条 市の施策の策定等に当たっての環境への配慮	9
第12条 事業実施時における環境への配慮	9
第13条 環境の保全上の支障防止	9
第14条 経済的措置	10
第15条 公共施設の整備等	10
第16条 資源の循環的な利用等の推進	10
第17条 環境教育及び学習等の推進	11
第18条 環境状況の把握等	11
第19条 情報の提供	11
第3節 地球環境保全の推進	
第20条 地球環境保全の推進	12
第4節 施策の推進体制等	
第21条 推進体制の整備	12
第22条 国等との協力	12
第3章 環境審議会	
第23条 環境審議会	13
第24条 委任	14
附則	14
資料) 土別市環境審議会規則(案)	15

前文

私たちのまち士別市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流を占め、その悠々たる流れが肥沃な大地をつくり、四季折々の変化に富んだ自然環境と屯田兵をはじめとする先人達のたゆまない努力により、緑豊かな田園都市として発展してきました。

しかし私たちは、自然生態系の一員でありながら、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄による資源の浪費を繰り返し、環境負荷の激増を招いてきました。このことは、私たちの居住する周辺環境のみならず、地域全体の環境及び地球環境をも脅かすものになってきています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継いでいく責務を有しています。

このような自覚のもと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な「循環型社会」をつくり上げるため、私たちは互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して士別市の豊かで美しく良好な環境の保全・創造に積極的に努めることを市民の総意として、この条例を制定します。

【条文の趣旨】

前文は、法律や条例の各条文の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的な立場を述べた文章であり、法令制定の趣旨を宣言する必要があるときに置かれます。

本条例においては、本市の環境政策の基本的な考え方と本文の各条項の解釈運用上の基本的な考え方を示しています。本市の環境特性、環境の現状、権利と責務を明らかにし、環境問題への取り組みの方針、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全・創造を市民が一体となって推進することを宣言しています。

【説明】

・「環境」

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難となります。（本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済や福祉、教育に係る環境などは含まれていません。）

・環境権について

「私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有する」とは、環境権について明記したものです。環境権は、一般的に(1)基本的人権としての環境権と(2)侵害行為の差し止めや損害賠償請求の根拠となるような具体的権利としての環境権の2つの捉え方があります。環境基本法（平成5年11月19日法律第91号。以下「法」といいます。）では「権利」として位置づけておらず、法的権利としての性格についてはいまだ定説がなく、環境権を明確に認めた判例は存在していません。

ただし、法では、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これによって(1)の環境権の趣旨は法的に位置付けられているとされています。この前文に明記した環境権は、以上の点を踏まえ、市の政策立案や市、市民及び事業者の行動の中で配慮されるべき価値として掲げました。

・「私たち」

前文の中で繰り返し使われているこの言葉については、士別市で生活する「私たち」、地域を超えその時代を過ごした「私たち」、人として普遍的な「私たち」の三種類の使い方を行っています。

・「保全・創造」

この条例でいう「保全」とは、良好な状態で残しておくこと、維持していくことであり、対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境等になります。また、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいいます。また、それだけにとどまらず、うるおいある豊かな環境を創り出すための、人材の育成、仕組づくり、生活様式の提案なども「創造」に含まれると想定しています。

・「循環型社会」

循環型社会とは、廃棄物の発生が抑制され、資源の循環的利用と適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を意味します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全・創造についての基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全・創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【条文の趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、前文と併せて条例解釈の指針となるものです。環境基本条例が規定している事項をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を掲げています。

【解説】

・「総合的かつ計画的に推進」

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけでなく事業者や市民のそれぞれの取組も含め、全体として推進していくことを指しています。また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに

基づいて施策を進めていくことをいいます。

・「現在及び将来の市民」

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全・創造が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

・「健康で文化的な生活」

確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）第25 条第1 項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

【条文の趣旨】

本条は、この条例の中で重要な意味をもっており、繰り返し用いられる用語について、ここで定義したものです。

【解説】

・「人の活動により」

人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含まれません。

・「環境への負荷」

人の活動は、環境から有用物を取り入れ、環境に不要物を排出しながら成り立っていま

す。社会の規模が大きくなるに従い、有用物の取り入れと不要物の廃棄が自然の回復力を超え、環境が損なわれていきます。この状況を「環境への負荷」と定義しました。

《参考》

●法第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全・創造は、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全・創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持及び回復するとともに、人と自然との豊かなふれあひを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全・創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべてのものの自主的かつ積極的な取組みによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべてのものが人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【条文の趣旨】

本条は、第1条の「環境の保全・創造について、基本理念を定め」について具体的に示したものであり、市民の生活基盤である地域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、環境の保全・創造を推進していく上での根本的な考え方を規定したものです。

【解説】

・「多様な生態系」

地域の生物群集とそれを取り巻く環境を合わせたものを生態系といいます。「多様な生態系」とは、生態系に生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを意味します。

・「持続的発展が可能な社会」

持続的発展の可能な社会とは、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ二酸化炭素の最終的排出量が少ない産業・生活システムを構築する「低炭素社会」、3Rを通じた資源管理を目指す「循環型社会」自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会」を同時に実現する社会であるといわれています。

《参考》

●3RとはReduce、Reuse、Recycleの頭文字を表します。

- ・Reduce リデュース：減らす
- ・Reuse リユース：繰り返し使う
- ・Recycle リサイクル：再資源化

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全・創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全・創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

【条文の趣旨】

本条は、環境の保全・創造に取り組む市の立場と責務についての考え方を明らかにしたものです。特に、第2項では、市のすべての事務事業について環境配慮を徹底させることを求めており、率先的かつ継続的な取り組みを推進する必要があることを規定しています。

【解説】

・「市」

この条例において「市」とは、議会及び執行機関を含めた地方公共団体としての市のことをいいます。

・「のっとり」

本条例で使われている「のっとり」という言葉は、法第6条から第9条に規定されている責務規定にならって使用しています。

《参考》

●法第6条 国は、前3条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全・創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全・創造に関する施策に協力する責務を有する。

【条文の趣旨】

本条は、市民の責務として、まず日常生活において環境への負荷の低減に努めるほか、環境の保全・創造について自ら積極的に努め、市が実施する環境の保全・創造に関する施策に協力する責務を示したものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全・創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全・創造に関する施策に協力する責務を有する。

【条文の趣旨】

本条は、事業活動に伴う公害や環境保全上の障害を防止するための措置を講じること、環境の保全・創造に積極的に努めること、市の環境施策に協力する責務を示したものです。

【解説】

・事業者

法の考え方を踏襲し、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶことにしています。従って、「事業者」は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者もここでいう「事業者」に含まれます。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学及びスポーツ合宿等で本市に滞在するものは、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全・創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全・創造に努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、滞在者については市民の責務に準じること、民間団体は事業者の責務に準じることが規定したもので、本市の特徴であるスポーツ合宿・試験研究についても明示しています。

第2章 環境の保全・創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全・創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、河川、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かしたうるおいとやすらぎのある環境を創造すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

【条文の趣旨】

本条は、基本理念をもとに、環境の保全及び形成に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定したもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

第1項第1号は自然構成要素の保持、第2号は野生生物の保護、第3号は自然環境の保全と創造、第4号は、緑化推進、第5号は景観の形成及び歴史・文化的環境の保全、第6号はリサイクルの推進、第7号は地球環境の保全について規定しています。

【解説】

・「廃棄物」

占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったものをいいます。

《参考》

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全・創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全・創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全・創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する土別市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【条文の趣旨】

本条は、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項は市民等の意見の反映及び策定の手続き、第4項は公表に関する規定です。

(環境に関する報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全・創造に関する施策の実施状況等について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

【条文の趣旨】

本条は、年次で環境の状況及び環境の保全・創造に関する施策の実施状況について報告書を作成し、毎年報告を公表することを規定したものです。

第2節 環境の保全・創造を推進する基本施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

【条文の趣旨】

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるよう配慮すべきことを規定したものです。

(事業実施時における環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

【条文の趣旨】

公共事業、民間事業を問わず、環境に著しい影響を及ぼす事業の実施にあたっては、個別の法令等を順守するとともに、環境への負荷の低減を図るため、計画の見直し等適切な処置を求められるようにすることを示しています。

【解説】

・「配慮する」

環境の保全がはかられるように、悪影響を減らすための措置を講じることをいいます。

・「必要な措置」

市及び地域住民と事業者との間で、環境への負荷の低減を図るために締結する公害防止協定などがあります。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、これまでの環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、本市の豊かで美しく良好な環境と創造に関する施策の推進について成果を高めるため、市民や事業者の活動や行為を支援することや一定の負担を課すことを規定しています。

【解説】

- ・「必要かつ適切な経済的助成の措置」

環境への負荷の低減を図るための活動を推進するために必要な場合において、補助金の交付や物資の支給等の措置を講ずるため、予算の確保に努めることを規定しています。

- ・「適正な経済的負担」

市民等による自らの環境への負荷の低減に関する取組みを促進する観点から、使用料・手数料の見直しや新たな料金設定のことをいい、経済的負担を求めて環境の保全・創造を促進する措置のことをいいます。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全・創造に資する公共施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、環境への負荷の低減に資する各種の施設の整備等の事業を推進し、持続的発展が可能な社会の基盤の整備を図るべきことを規定しています。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、市民等による資源の循環的な利用、自然エネルギーの利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、自然エネルギーの利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、循環型社会の構築に向け、市民等が行う廃棄物の減量や資源のリサイクル等への取り組みを促進することと市自ら行う事業においても同様に促進していくことを規定したものです。

【解説】

- ・「自然エネルギー」

自然エネルギーとは、太陽光や熱、風力、潮力、地熱、雪氷など自然現象から得られるエネルギーです。石油や石炭などのいわゆる化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」ともいわれます。

(環境教育及び学習等の推進)

第17条 市は、環境の保全・創造に関する市民等の理解が深まるようにするとともに、これに関する活動の意欲を高めるため、環境の保全・創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、市が環境の保全・創造に関する教育や学習を推進し、市の広報紙やホームページ等を充実するなど必要な措置を講ずべきことを規定しています。

【解説】

・「環境教育及び学習」

環境教育は学校での教育のほかに、家庭での教育や地域社会などで行われる教育も含まれます。環境学習は、自然とふれあうこと等、環境と関わりながら自らの行動を通じて自発的に行われる活動を示します。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全・創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、監視、調査及び研究の実施並びにその体制の整備に努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条では、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視・調査等の体制の整備に努めるべきことを規定しています。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全・創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全・創造に関する活動の促進に資するため、個人、団体及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、第10条で規定した年次報告による定期的な情報提供に限らず、市民が自らの意思で、環境の保全・創造に関する積極的な取組みを促進していくための必要な情報を適切に提供することを規定したものです。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、地球規模の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、市が率先して地球環境の保全のための施策を推進するとともに、市民等が協力して地球環境を保全するための施策に積極的に取り組むことを規定したものです。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第21条 市は、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は市民等と協力して環境の保全・創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

【条文の趣旨】

本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備と同時に市民や事業者との連携した協働体制の整備を図ることを規定しています。

(国等との協力)

第22条 市は、環境の保全・創造を図るための広域的な取組みを必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

【条文の趣旨】

今日の環境問題は、広域的なものとなっています。本市だけでは解決できない問題については、国や道、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めること規定したものです。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、士別市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全・創造の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか環境の保全・創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験等を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【条文の趣旨】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。

【解説】

・「審議する」

具体的には、環境基本計画等に関する調査審議の他、環境基本計画に示した施策や事業の進捗状況に対する評価を行うことを想定しています。

《参考》

●法第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【条文の趣旨】

必要となる事項について別に定めることを規定します。(土別市環境審議会規則等)

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(資料)

士別市環境審議会規則（案）

(趣旨)

第1条 この規則は、士別市環境基本条例（平成 年士別市条例第 号）第23条の規定に基づき、士別市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第4条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

(処務)

第7条 審議会の庶務は、市民部環境生活課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。